名古屋市告示第489号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について

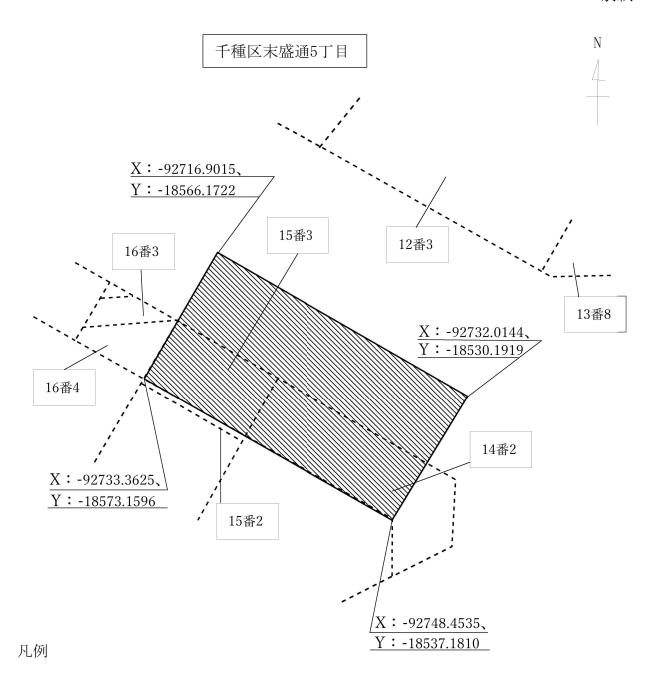
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成15年名古屋市条例第15号)第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年10月11日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定する区域
 - 名古屋市千種区末盛通 5丁目14番 2の一部、15番 3及び15番 3地先(詳細は別紙のとおり)

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



----:筆の境界

:調査対象地

:形質変更時届出管理区域(砒素及びその化合物(土壌溶出量基準不適合))